厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準	第3節 基準該当居宅介護、基準該当重度訪問介護、基準 該当同行援護及び基準該当行動援護	5 基準該当障害福祉サービスに関する基準
	(従業者)	(従業者)	(1) 従業者の員数 (条例第 21 条及び規則第 35 条)
第44条	第21条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス (以下この節	第35条 条例第21条第1項の規則で定める者は、省令第44条	① 従業者の員数の取扱い
	において「基準該当居宅介護」という。) の事業を行う者(以下	第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。	基準該当居宅介護事業所における従業者の員数については、
	この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)は、当該	第36条 条例第21条第1項の従業者の員数は、3以上とする。	3人以上と定められたが、これについては、従業者の勤務時間
	事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事	2 省令第44条第2項に規定する離島その他の地域であって	の多寡にかかわらず員数として3人以上確保すれば足りるも
	業所」という。)ごとに、従業者(基準該当居宅介護の提供に当	厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提	のである。ただし、各地域におけるサービス利用の状況や利用
	たる者として規則で定める者をいう。次項において同じ。)を置	供する基準該当居宅介護事業者にあっては、前項の規定に	者の数等を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。
	かなければならない。	かかわらず、条例第21条第1項の従業者の員数は、1以上	その他については、指定居宅介護事業所の場合と同趣旨である
	2 前項に定めるもののほか、基準該当居宅介護事業所の従業者	とする。	ため、第3の1の(1)及び(2)に準じて取り扱うべきものであ
	の基準は、規則で定める。	3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ご	る。
		とに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者と	なお、サービス提供責任者については、常勤である必要はな
		しなければならない。	いが、指定居宅介護における配置に準じて配置することが望ま
			しい。
			② 離島その他の地域の取扱い
			離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準(地
			域)については、下記の地域である(「厚生労働大臣が定める
			離島その他の地域」(平成 18 年厚生労働省告示第 540 号)を参
			照)。
			ア 離島振興法(昭和28年法律第72号) 第2条第1項の規
			定により指定された離島振興対策実施地域
			イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)
			第1条に規定する奄美群島
			ウ 山村振興法 (昭和 40 年法律第 64 号) 第7条第1項の規定
			により指定された振興山村
			エ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)
			第2条第1項に規定する小笠原諸島
			才 沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第 3
			号に規定する離島
			カ その他、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費
			等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基
			づき厚生労働大臣が定める地域」(平成 12 年厚生省告示第

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			53 号)により定める地域
	(管理者)		(2) 管理者 (条例第 22 条)
第45条	第22条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ご		指定居宅介護の場合と基本的に同趣旨であるため、第3の1
	とに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。		の(3)を参照されたい。ただし、管理者は常勤である必要はない
	ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、		ことに留意すること。
	当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該		
	基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事さ		
	せることができるものとする。		
	(設備及び備品等)		(3) 設備及び備品等(条例第23条)
第46条	第23条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ご		条例第23条は、基準該当居宅介護事業所の設備及び備品等に
	とに、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、		ついての規定であるが、指定居宅介護事業所の場合と基本的に
	基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなけれ		同趣旨であるため、第3の2を参照されたい。
	ばならない。		
		(同居家族に対するサービス提供の制限)	(4) 同居家族に対するサービス提供の制限 (規則第 37 条)
第47条		第 37 条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の	規則第37条第1項各号に定める場合に限り、同居家族である
		家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはなら	利用者に対するサービス提供を例外的に認めることを定めたも
		ない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護	のである。
		が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。	特に、同条第1項第1号にあるとおり、離島、山間のへき地
		(1) 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地そ	その他の地域であって、指定居宅介護による居宅介護だけでは
		の他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要	必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村
		な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町	が認めた地域において認められるものであり、市町村は、その
		村が認めるものに住所を有する場合	運用に際して次に掲げる点に留意するとともに、当該地域にお
		(2) 当該居宅介護が前条第3項に規定するサービス提供責	ける指定居宅介護の確保に努めることとする。
		任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合	① 市町村は、同居家族に対する居宅介護を行おうとする従業
		(3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事	者が所属する基準該当居宅介護事業所から、居宅介護計画の
		する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時	写し等、同居家族に対する居宅介護が認められるための要件
		間の合計のおおむね2分の1を超えない場合	が満たされていることを確認できる書類を届け出させ、これ
		2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づ	に基づき基準該当居宅介護としての実施を認めるものとす
		き、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該	る。
		当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意	② 市町村は、いったん認めた同居家族に対する居宅介護につい
		向及び当該利用者に係る次条第1項において読み替えて準	て、事後的にその要件を満たしていないと認めるときは、特
		用する第19条第1項に規定する居宅介護計画の実施状況等	例介護給付費の支給を行わず、又は既に支給した特例介護給
		からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていな	付費の返還を求めるものとする。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
百 1		いと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。	③ 市町村は、同条第1項各号に規定する要件に反した居宅介護が行われている場合の是正の指導のほか、当該同居家族に対して行われている居宅サービスとして、当該従業者による居宅介護のほか、他の居宅サービスが適切に組み合わされているかどうか等を点検し、状況に応じて必要な助言を当該同居家族及び基準該当居宅介護事業者に対して行うものとする。 ④ 同条第1項第3号に規定する、従業者が同居家族の居宅介護に従事する時間の合計時間が当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計時間が概ね2分の1を超えないという要件は、同居家族の居宅介護が「身内の世話」ではなく、「居宅介護事業所の従業者による介護」として行われることを担保する趣旨で設けられたものであるが、こうした趣旨を踏まえつつ、当該市町村の居宅介護の基盤整備の状況など地域の実情に応
	(MT.W.) and the Market		じて、当該要件をある程度の幅をもって運用することは差し 支えないものとする。
第48条	(運営に関する基準) 第24条 第5条第1項及び第4節(第15条の2及び第20条を除	(運営に関する基準) 第38条 第1節(第16条第1項、第17条、第18条第1項、第20条、	(5) 準用(条例第24条及び規則第38条)① 基準該当居宅介護
	く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「基準該当居宅介護計画」と読み替えるものとする。	第25条、第27条の2及び第34条を除く。)の規定は、基準該当居 宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第 2項中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第15 条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは 「第38条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、 第19条中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」 と、同条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第36条第3項」 と、第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居 宅介護計画」と読み替えるものとする。	指定居宅介護の運営に関する基準のうち、条例第5条第1項及び第4節(第20条を除く。)並びに規則第3条から第33条まで(第16条第1項、第17条、第18条第1項、第20条及び第25条及び第34条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護に準用されるものであるから、第3の3の(1)から(32)まで((11)の①、(12)、(13)の①、(21)及び(25)を除く。)を参照されたい。
	2 第5条第2項、第4節(第15条の2及び第20条を除く。)及び 第21条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る基準該当障 害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、 第13条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「基準該当重度訪 問介護計画」と読み替えるものとする。	2 第1節 (第16条第1項、第17条、第18条第1項、第20条、第 25条、第27条の2及び第34条を除く。)及び第35条から前条まで の規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事 業について準用する。この場合において、第10条第2項中「介 護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第15条第2項た だし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第38条第 2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第19条中「居	② 基準該当重度訪問介護、基準該当同行援護及び基準該当行動 接護 条例第5条第2項、第4節(第20条を除く。)及び第21条 から第23条並びに規則第3条から第37条まで(第16条第 1項、第17条、第18条第1項、第20条、第25条及び第 34条を除く。)の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動 援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業に準用されるも

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、同条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第36条第3項」と、第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。	のであることから、第3の3の(1)から(29)まで((11)の①、(12)、(13)の①及び(21)を除く。)及び第3の4の(1)から(4)までを参照されたい。なお、基準該当重度訪問介護事業所のサービス提供責任者については、常勤である必要はないが、指定重度訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい。
	3 第5条第3項、第4節(第15条の2及び第20条を除く。)及び	3 第1節(第16条第1項、第17条、第18条第1項、第20条、第	
	第21条から前条までの規定は、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「基準該当同行援護計画」と読み替えるものとする。	25条及び第34条を除く。)及び第35条から前条までの規定は、同 行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用す	
		ものとする。	
	4 第5条第4項、第4節(第15条の2及び第20条を除く。)及び 第21条から前条までの規定は、行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第13 条第1号中「居宅介護計画」とあるのは、「基準該当行動援護計画」と読み替えるものとする。	4 第1節(第16条第1項、第17条、第18条第1項、第20条、第25条及び第34条を除く。)及び第35条から前条までの規定は、行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第2項中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第38条第4項において準用する次条第2項及び第3項」と、第19条中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、同条第1項中「第4条第2項」とあるのは「第36条第3項」と、第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、前条第2項中「次条第1項」とあるのは「大条第4項」と読み替えるものとする。	
	第3章 療養介護	第3章 療養介護	第4 療養介護
	第1節 基本方針		
	第25条 療養介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定療養		

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第49条	介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会		
	生活を営むことができるよう、機能訓練、療養上の管理、看護		
	及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常		
	生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するもの		
	に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれてい		
	る環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理		
	の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行		
	うものでなければならない。		
	第2節 人員に関する基準		1 人員に関する基準
		(サービス管理責任者)	
		第 39 条 条例第 26 条第1項第4号の規則で定める者は、省令	
		第 50 条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定める者とす	
		ప 。	
		【関係告示】	
		「厚生労働大臣が定める者」=「指定障害福祉サービスの	
		提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定 めるもの等」(平成18年厚生労働省告示第544号)	
		めるもの寺」(平成 18 平序生力側有音小弟 344 万)	
	(従業者)	(従業者)	
第50条	第26条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業	第 40 条 条例第 26 条第1項各号に掲げる従業者の員数は、	
	者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護	次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める	
	事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を置かなければな	とおりとする。	
	らない。		
	(1) 医師	(1) 医師 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第65条第4	(1) 医師(条例第 26 条第1項第1号及び規則第 40 条第1項第
		項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上	1号)
			医師については、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第
			65 条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準以
			上であれば足りるものであること。
	(2) 看護職員 (看護師、准看護師又は看護補助者をいう。)	(2) 看護職員 (看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号	(2) 看護職員(条例第 26 条第1項第2号及び規則第 40 条第1
		において同じ。) 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算	項第2号)
		方法で、利用者の数を2で除した数以上	指定療養介護事業所において置くべき看護職員(看護師、
			准看護師又は看護補助者をいう。) の員数については、指定療
			養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除
			した数以上とする。当該看護職員の員数は、原則として、療

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			養介護を行う病棟において、障害者入院基本料等の診療報酬
			を算定する上で必要とされる看護職員の員数(当該病棟にお
			いて、療養介護の対象とならない入院患者がいる場合には、
			当該入院患者を除き必要とされる看護職員の員数以上とす
			る。) とするが、診療報酬の算定対象となる看護職員の員数で
			は、同号の規定を満たすことができない場合には、診療報酬
			の算定対象とはならない看護職員を充てることにより、当該
			規定を満たしていれば足りること。
	(3) 生活支援員	(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方	(3) 生活支援員(条例第26条第1項第3号及び規則第40条第
		法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職	1 項第 3 号)
		員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上	生活支援員の員数については、指定療養介護の単位ごとに、
		置かれている指定療養介護の単位については、置かれて	常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上とする。た
		いる看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除	だし、看護職員が、(2)により必要とされる看護職員の員数を
		した数を生活支援員の数に含めることができるものとす	満たしている場合には、当該必要数を超えて配置されている
		ప .	看護職員の員数を生活支援員の員数に含めることが可能であ
			ること。
	(4) サービス管理責任者(指定障害福祉サービスの提供に係る	(4) サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、次に	(4) サービス管理責任者(条例第 26 条第 1 項第 4 号及び規則第
	サービス管理を行う者として規則で定める者をいう。以下同	掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数	40 条第 1 項第 4 号)
	C.)	イ 利用者の数が60以下 1以上	サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指
	2 前項に定めるもののほか、指定療養介護事業所の従業者の基	ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超え	定療養介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解
	準は、規則で定める。	て40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	決すべき課題を把握した上で、療養介護計画の作成及び提供
		2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、	した指定療養介護の客観的な評価等を行う者であり、指定療
		新規に指定を受ける場合は、推定数による。	養介護事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数を置くこと
			としたものである。
		3 第1項及び次項の指定療養介護の単位は、指定療養介護	(5) 指定療養介護の単位等
		であって、その提供が同時に1人又は複数の利用者に対し	① サービス提供の単位(規則第 40 条第 3 項)
		て一体的に行われるものをいう。	指定療養介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的
			に提供される指定療養介護をいうものであり、次の要件を満
			たす場合に限り、複数の指定療養介護の単位を設置すること
			ができる。
			ア 指定療養介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で
			行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われてい
			るとはいえないこと。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			イ 指定療養介護の単位ごとの利用定員が20人以上である
			こと。
			ウ 指定療養介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保
			されていること。
		4 第1項第3号及び第4号に掲げる指定療養介護事業所の	② サービス提供単位ごとの従業者の配置(規則第40条第4項)
		従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する	指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に
		者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の	当たる者を確保するとは、指定療養介護の単位ごとに生活支
		提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支	援員について、当該指定療養介護の提供時間帯に当該職種の
		援に支障がない場合は、この限りでない。	従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたもので
			ある (例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人と
			なるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員
			の場合は、その員数としては2人が必要となる)。
		5 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤で	③ 常勤の従業員の配置(規則第40条第5項)
		なければならない。	同一事業所で複数の指定療養介護の単位を設置する場合に
			は、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(サービス管理
			責任者を除く。) が必要となるものである。
	3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設(児童福祉法		④ 従業者の員数に関する特例(条例第26条第3項及び第4項)
	(昭和22年法律第164号) 第42条第2号に規定する医療型障害児		18 歳以上の障害児入所施設入所者が、平成 24 年 4 月 1 日以
	入所施設をいう。第28条第3項において同じ。)に係る指定障害		降も引き続き必要なサービスを受けることができるよう、療
	児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所		養介護の指定に当たっての特例として、指定療養介護事業者
	施設をいう。以下同じ。) の指定を受け、かつ、指定療養介護及		が、指定医療型障害児入所施設の指定を受け、指定療養介護
	び指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。次項及		と指定入所支援(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指
	び第28条第3項において同じ。)を同一の施設において一体的に		定入所支援をいう。)とを同一の施設において一体的に提供し
	提供している場合は、山形県指定障害児入所施設等の人員、設		ている場合については、山形県指定障害児入所施設等の人員、
	備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例		設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年 12 月
	第80号。第28条第3項において「指定障害児入所施設基準条例」		県条例第80号)第20条に規定する人員に関する基準を満た
	という。) 第20条に規定する人員に関する基準を満たすことをも		すことをもって、療養介護の人員に関する基準を満たしてい
	って、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすこと		るものとみなすことができるものである。
	ができる。		また、児童福祉法による指定発達支援医療機関についても、
	4 指定療養介護事業者が、指定医療機関(児童福祉法第7条第		指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを
	2項に規定する指定医療機関をいう。以下この項において同		提供するのに必要な人員を確保していることをもって、療養
	じ。) の設置者である場合であって、療養介護及び指定入所支援		介護の人員に関する基準をみたしているものとみなすことが
	を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療		できるものである。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な		
	人員を確保していることをもって、第1項及び第2項に規定す		
	る基準を満たしているものとみなすことができる。		
		6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、	(6) サービス管理責任者と他の職務との兼務について(規則第 40
		常勤でなければならない。	条第6項)
			指定療養介護事業所の従業者(医師及び看護職員を除く。)
			は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認めら
			れるものではない。サービス管理責任者についても、療養介護
			計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等の重
			要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保す
			る観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービス
			の提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。
			ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、
			サービス管理責任者が指定療養介護事業所の他の職務に従事
			することができるものとする。この場合においては、兼務を行
			う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該
			他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものとす
			る。
			また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者 60 人まで
			の療養介護計画の作成等の業務を行うことができることとし
			ていることから、この範囲で、指定療養介護事業所のサービス
			管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助
			事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所
			に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サ
			ービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者
			1 人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務すること
			は差し支えない。
			(例)利用者の数が 20 人の指定療養介護事業所におけるサービ
			ス管理責任者が、利用者の数が 10 人の指定宿泊型自立訓練事
			業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合
	(管理者)		(7) 管理者(条例第27条)
第51条	第27条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、専		① 管理者の専従
	らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、		指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養		定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。ただし、
	介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業		以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に
	所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるもの		支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとす
	とする。		る。
			ア 当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業
			者としての職務に従事する場合
			イ 当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービ
			ス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービ
			ス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場
			合であって、当該他の事業所又は施設等の管理者、サービ
			ス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯
			も、当該指定療養介護事業所の利用者へのサービス提供の
			場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業
			務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、
			また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ
			対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出
			勤できる場合
			② 管理者の資格要件
			指定療養介護事業所は病院であることから、指定療養介護
			事業所の管理者は医師でなければならない。
	第3節 設備に関する基準		2 設備に関する基準 (条例第28条)
第52条			指定療養介護事業所とは、指定療養介護を提供するための設備
	第28条 指定療養介護事業所は、病院として必要とされる設備及		及び備品を備えた場所をいう。原則として、一の建物につき、一
	び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。		の事業所とし、指定療養介護の単位を複数設ける場合については、
	2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に		指定療養介護の単位ごとに当該指定療養介護を実施するために必
	供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障		要な設備を備えるものであること。
	がない場合は、この限りでない。		
	3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障		
	害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護及び指定入所		
	支援を同一の施設において一体的に提供している場合は、指定		
	障害児入所施設基準条例第21条に規定する設備に関する基準を		
	満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているも		
	のとみなすことができる。		

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第4節 運営に関する基準		3 運営に関する基準
		(契約支給量の報告等)	(1) 契約支給量の報告等 (規則第 41 条)
第53条		第41条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、 入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章に おいて「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者 の受給者証に記載しなければならない。	① 指定療養介護事業者は、入院又は退院に際しては、支給決定障害者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、指定療養介護の内容、当該指定療養介護事業者が当該支給決定障害者に提供する月当たりの指定療養介護の提供日数(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定療養介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定療養介護の日数を記載することとしたものである。
		2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約	② 規則第41条第2項は、指定療養介護事業者は、①の規定に
		をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。 3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合	よる記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。
		について準用する。	
第53条の2		(サービスの提供の記録) 第42条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	(2) サービスの提供の記録(規則第42条) ① 規則第42条第1項は、利用者及び指定療養介護事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際には、当該療養介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。
		2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。	② 利用者の確認 規則第42条第2項は、同条第1項のサービスの提供の記録 について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点 から、利用者の確認を得なければならないこととしたもので ある。
第54条		(利用者負担額等の受領) 第 43 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際 は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負 担額の支払を受けるものとする。	(3) 利用者負担額等の受領(規則第43条)① 利用者負担額の受領等指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第3の3の(11)の①、④及び⑤を参照されたい。なお、療養介護医療費につ

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。 3 指定療養介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 (1) 日用品費 (2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 4 指定療養介護事業者は、前3項に係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。 5 指定療養介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決	いても同様である。 ② 法定代理受領を行わない場合 規則第 43 条第 2 項は、指定療養介護事業者が法第 29 条第 4 項に規定する法定代理受領を行わない指定療養介護を提供 した際には、支給決定障害者から、当該指定療養介護につき、 利用者負担額のほか介護給付費(療養介護医療費を含む。)の 額の支払を受けるものとすることとしたものである。 ③ その他受領が可能な費用の範囲 同条第 3 項は、指定療養介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 日用品費 イ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることができることとし、介護給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。なお、イの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成 18 年12 月 6 日障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)によるものとする。
第55条		定障害者の同意を得なければならない。 (利用者負担額に係る管理) 第44条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養	(4) 利用者負担額等に係る管理(規則第44条) 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指 定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福 祉サービス等を受けたときは、他の指定障害福祉サービス等に 係る利用者負担額及び療養介護医療に係る利用者負担額を算定 しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いにつ いては、別に通知するところによるものとする。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して	
		得た額の合計額(以下この条において「利用者負担額等合	
		計額」という。)を算定しなければならない。この場合に	
		おいて、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計	
		額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び	
 		当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉	
		サービス事業者等に通知しなければならない。	
		(介護給付費の額に係る通知等)	(5) 介護給付費の額に係る通知等 (規則第45条)
第56条		第 45 条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村	① 規則第45条第1項は、指定療養介護事業者は、市町村から
		から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の	法定代理受領を行う指定療養介護に係る介護給付費の支給
ļ		支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決	を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害
		定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知	者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。
ļ		しなければならない。	
ļ		2 指定療養介護事業者は、第43条第2項の法定代理受領	② 同条第2項は、規則第43条第2項の規定による額の支払を
		を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合	受けた場合には、提供した指定療養介護の内容、費用の額そ
ļ		は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必	の他利用者が介護給付費を請求する上で必要と認められる事
ļ		要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支	項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければ
		給決定障害者に対して交付しなければならない。	ならないこととしたものである。
	(指定療養介護の取扱方針)		(6) 指定療養介護の取扱方針(条例第29条)
第57条	第29条 指定療養介護事業者は、療養介護計画(指定療養介護に		
ļ	係る個別支援計画をいう。) に基づき、利用者の心身の状況等に		
ļ	応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の		
ļ	提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければな		
ļ	らない。		
ļ	2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会		① 条例第29条第2項については、意思決定支援ガイドライン
ļ	生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮		を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営む
ļ	しなければならない。		ことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の
	3 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当た		基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配
	っては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援		慮すること。
	上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければ		ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
	ならない。		イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他
	4 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評		者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよ
	価を行い、常にその改善を図らなければならない。		うに努める姿勢が求められる。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
n r			ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本
	 		人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠
	 		を明確にしながら意思及び選好を推定する。
	 		また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験
	 		の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠とな
	 		る記録の作成に努めること。
	 		② 同条第3項に規定する支援上必要な事項とは、指定療養介
	 		護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むもので
	 		ある。また、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保
	 		については、指定居宅介護と同旨であるため、第3の3の(15)
	 		の②を参照されたい。
	 		③ 同条第4項は、指定療養介護事業者は、自らその提供する
	 		指定療養介護の質の評価を行うことはもとより、第三者によ
	 		る外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する
	 		事業者としての質の改善を図らなければならないこととした
			ものである。
	 	(療養介護計画の作成等)	(7) 療養介護計画の作成等(規則第 46 条)
第58条	 	第 46 条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任	① 療養介護計画
	 	者に療養介護計画の作成に関する業務を担当させるものと	規則第46条においては、サービス管理責任者が作成すべき
	 	する。	療養介護計画について規定している。
	 		療養介護計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、
	 		総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、
	 		指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定療養介護
	 		を提供する上での留意事項等を記載した書面である。
	 		また、療養介護計画は、利用者の置かれている環境及び日常
	 		生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課
	 		題等の把握を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思
	 		決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むこ
	 		とができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づ
		2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たって	いて立案されるものである。
		は、適切な方法により、利用者について、その有する能力、	アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定する
		その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を	ことに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行う
		通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この	ため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について

厚生労働 省令	県条例	県規則
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	県条例	県規則 章において「アセスメント」という。)を行うとともに、 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつ つ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように 支援する上での適切な支援の内容を検討しなければならない。 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利 用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、 適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び 選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。 4 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利 用者に面接して行わなければならない。この場合において、 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検 に説明し、理解を得なければならない。 5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検 討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護 を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならな
		い。 6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議 (利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当 たる担当者等を招集して行う会議をいう。次項において同 じ。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改め て確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案 の内容について意見を求めるものとする。 7 療養介護計画の作成に係る会議は、テレビ電話装置等を活 用して開催することができる。 8 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画

丁寧に把握しなければならない。

② サービス管理責任者の役割

サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成 したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定療養介護事業 所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との 連携も含めて、療養介護計画の原案を作成し、以下の手順に より療養介護計画に基づく支援を実施するものである。

県解釈通知

ア 個別支援会議の開催

利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に 当たる担当者を招集して行う会議を開催し、当該利用者の 希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認 するとともに、療養介護計画の原案について意見を求める こと。

個別支援会議は、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援会議と一体的に行われることが考えられるが、 意思決定支援会議をより丁寧に実施するために、個別支援 会議とは別に開催することも差し支えない。

なお、個別支援会議については、原則として利用者が同席した上で行わなければならないものである。ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。

イ 療養介護計画の原案の説明・同意

当該療養介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること。

ウ 療養介護計画の交付

利用者及び利用者等に対して指定計画相談支援又は指 定障害児相談支援を行う相談支援事業者へ当該療養介護 計画を交付すること。

また、サービス管理責任者は、サービス等利用計画を踏

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 9 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。 10 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。 11 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に利用者に面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 12 第2項から第9項までの規定は、第10項の療養介護計画の変更について準用する。	まえた療養介護計画の作成等を可能とするため、当該相談 支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加し、利用 者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を図る こと。 エ モニタリング 当該療養介護計画の実施状況の把握及び療養介護計画 の見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なく とも6月に1回以上行われ、必要に応じて療養介護計画の 変更を行う必要があること。)を行うこと。 なお、モニタリングに際しても相談支援事業者との相互 連携を図ることが求められるものであり、モニタリング結 果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支 援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法 により連携強化を図ること。
第59条		(サービス管理責任者の責務) 第47条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、 次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用	イ 指定療養介護事業所を退院し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うことウ 他の従業者に対して、指定療養介護の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと ② 規則第47条第2項については、サービス管理責任者は、利用者に対してのみならず、従業者に対しても、利用者への意

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思 を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者へ の意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。	められるものである。 なお、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス管理責任者の役割と重複するものであるが、サービス管理責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意すること。 また、サービス管理責任者については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施するサービス管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましい。
第60条		(相談及び援助) 第 48 条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、 その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要 な助言その他の援助を行わなければならない。	(9) 相談及び援助 (規則第 48 条) 規則第 48 条は、常に利用者の心身の状況、その置かれている 環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得 る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者 の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。
第61条		(機能訓練) 第49条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持 回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓 練を行わなければならない。	(10) 機能訓練(規則第49条) 規則第49条に規定する機能訓練は、作業療法士又は理学療法 士等が行う機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機 能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を 含むものであり、これらについても十分配慮しなければならな い。
第62条		(看護及び医学的管理の下における介護) 第50条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の 病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常 生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなけ ればならない。	(11) 看護及び医学的管理の下における介護 (規則第50条) ① 利用者への配慮 指定療養介護の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、療養介護計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。
		2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利	② 排せつの介護 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などを もとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等に ついて適切な方法により実施するものとする。 また、利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、そ

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		用者のおむつを適切に取り替えなければならない。	の心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、 おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用 者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。
		4 指定療養介護事業者は、利用者に対し、前3項に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。	
tuta tr		(その他のサービスの提供)	(12) その他のサービスの提供 (規則第51条)
第63条		第51条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。 2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	指定療養介護事業所は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味や嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、野外活動や芸術鑑賞等のレクリエーション行事の実施に努めなければならないこととしたものである。 ② 利用者の家族との連携規則第51条第2項は、指定療養介護事業所は利用者の家族に対し、指定療養介護事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、利用者や家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族に配慮したものとするよう努めなけれ
		(緊急時等の対応)	ばならない。 (13) 緊急時等の対応 (規則第 52 条)
第64条		第52条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	指定療養介護事業所は、現に指定療養介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合
第65条		(支給決定障害者に関する市町村への通知) 第53条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている 支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、	(14) 支給決定障害者に関する市町村への通知(規則第53条) 法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な 手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは、

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 (1) 正当な理由がなく、指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費、特例介護給付費又は療養介護医療費の支給を受け、又は受けようとしたとき。	部を徴収することができることにかんがみ、指定療養介護事業 者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給
第66条		第54条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。 2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるた	えた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、 従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定療養 介護事業所の従業者に条例及び規則の規定を遵守させるため必
	(運営規程)		要な指揮命令を行うこととしたものである。 (16) 運営規程 (条例第30条及び規則第55条)
第67条	第30条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。		指定療養介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な 指定療養介護の提供を確保するため、規則第55条第1号から第 10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定 療養介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に 留意するものとする。
		(3) 利用定員	① 利用定員(第3号) 利用定員は、指定療養介護の事業の専用の病室のベッド数 と同数とすること。なお、複数の指定療養介護の単位が設置 されている場合にあっては、当該指定療養介護の単位ごとに 利用定員を定める必要があること。
		(4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額	② 指定療養介護の内容及び支給決定障害者から受領する費用 の種類及びその額(第4号) 「指定療養介護の内容」とは、年間行事・レクリエーショ ン及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであるこ と。また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその 額」とは、規則第43条第3項により支払を受けることが認め

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		(5) サービスの利用に当たっての留意事項	③ サービスの利用に当たっての留意事項(第5号) 利用者が指定療養介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入院期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等)を指すものであること。
1		(6) 緊急時等における対応方法	
i		(7) 非常災害対策	④ 非常災害対策 (第7号)
1		(8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合に	条例第31条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を
i		は、当該障がいの種類	指すものであること
1		(9) 虐待の防止のための措置に関する事項	
i		(10) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項	⑤ その他運営に関する重要事項 (第 10 号)
1			利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊
1			急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続及び苦情
i			解決の体制等について定めておくことが望ましい。
		(勤務体制の確保等)	(17) 勤務体制の確保等 (規則第 56 条)
第68条		第 56 条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定	利用者に対する適切な指定療養介護の提供を確保するため、
1		療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、	従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に
1		従業者の勤務の体制を定めなければならない。	留意するものとする。
1			① 規則第56条第1項は、指定療養介護事業所ごとに、原則と
			して月ごとの勤務表(生活支援員の勤務体制を指定療養介護
			の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ご
1			との勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非
			常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めた
			ものであること。
		2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当	② 同条第2項は、指定療養介護事業所は原則として、当該指
		該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提	定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供す
		供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響	べきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス
1		を及ぼさない業務については、この限りでない。	提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委
1			託等を行うことを認めるものであること。
		3 指定療養介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上	③ 同条第3項は、指定療養介護事業所の従業者の資質の向上
		のための研修の機会を確保しなければならない。	を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定療養介護事
			業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定め
			たものであること。
		4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確	④ 同条第4項の規定は、規則第26条第4項の規定と基本的

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	•
		(定員の遵守)	(18) 定員の遵守 (規則第 57 条)
第69条		第57条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	利用者に対する指定療養介護の提供に支障が生ずることのな
			じて得た数に 105%を乗じて得た数以下となっていること。
	(非常災害対策)		(20) 非常災害対策 (条例第 31 条)
第70条	第31条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際		① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計		定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練
	画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備		の実施等その対策に万全を期さなければならないこととし
	し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。		たものである。
	2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避		② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消
	難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。		防法 (昭和 23 年法律第 186 号) その他法令等に規定された設
	3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっ		備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければなら
	て、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならな		ない。
	٧٠°		③ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭
			和 36 年自治省令第 6 号) 第 3 条に規定する消防計画 (これに
			準ずる計画を含む。) 及び風水害、地震等の災害に対処するた
			めの計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づ
			く消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められ
			る者に行わせるものとする。
			④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災
			害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう
			職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民と
			の連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえ
			るような体制作りを求めることとしたものである。
			⑤ 条例第31条第3項は、指定療養介護事業者が前項に規定す
			る避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地
			域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、
			そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保
			するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努める
			ことが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の
			参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるも
			のとすること。
	(衛生管理等)	(衛生管理等)	(20) 衛生管理等 (条例第 32 条)
第71条	第32条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用	第57条の2 条例第34条第2項の規則で定める措置は、	①指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態
	に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な	次のとおりとする	の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となること
	措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行	(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒	を予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄
	わなければならない。	の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定	するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品
	2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において	期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知	等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、
	感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定	徹底を図ること。	このほか、次の点に留意するものとする。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	める措置を講じなければならない。	(2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒	ア 指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生及びま
		の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	ん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の
		(3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感	助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
		染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに	イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、
		感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施	レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止す
		すること。	るための措置について、別途厚生労働省等から通知が発出され
		2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開	ているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
		催することができる。	ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。
			② 同条第2項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又は
			まん延しないように講ずるべき措置については、具体的には
			次のアからエまでの取扱いとすること。
			ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策
			を検討する委員会
			当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための
			対策を検討する委員会
			当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及
			びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対
			策委員会」という。)であり、幅広い職種(例えば、施設長(管
			理者)、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理
			栄養士) により構成する。厚生メンバーの責務及び役割分担を
			明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感
			染対策担当者」という。) を決めておくことが必要である。 感染
			対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね
			3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行す
			る時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。
			感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことが
			できるものとする。ただし、障がいのある者が参加する場合に
			は、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、
			個人方法保護委員会「個人情報の保護に関する法律についての
			ガイドライン」等を遵守すること。
			なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事業
			所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要である
			が、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認め

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			られる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・
			運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師で
			あることが望ましい。
			また、指定療養介護事業所の感染管理等の専門家を委員とし
			て積極的に活用することが望ましい。
			イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
			指定療養介護事業所における「感染症及び食中毒の予防及び
			まん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の
			対応を規定する。
			平常時の対策としては、指定療養介護事業所内の衛生管理(環
			境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常の支援に
			かかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌
			液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れると
			きどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見
			のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状
			況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村におけ
			る事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想
			定される。また、発生時における指定療養介護事業所内の連絡
			体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくこ
			とも必要である。
			なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉
			サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏
			まえて検討すること。
			ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修
			従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研
			修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・
			啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基
			づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとす
			る。
			職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定療養
			介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的
			な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必
			ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定療養介護事業所の実態に応じ行うこと。 エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
第72条		(掲示) 第 58 条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。 (1) 条例第 30 条に規定する運営規程の概要 (2) 従業者の勤務の体制 (3) 苦情への対応方法 (4) 事故発生時の対応方法 (5) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 2 指定療養介護事業者は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項に規定による掲示に代えることができる。	(21) 掲示 (規則第 58 条) 規則第 58 条の規定は、規則第 27 条と基本的に同趣旨である ため、第 3 の 1 の (24)を参照されたい。
第73条	(削除)		(削除)

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
117		(地域との連携等)	(22) 地域との連携等 (規則第 59 条)
第74条		第 59 条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たって	指定療養介護事業所が地域に開かれたものとして運営される
		は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を	よう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う
		行うこと等の地域との交流に努めなければならない。	等の地域との交流に努めなければならないこととしたものであ
			る。
	(記録の整備)	(記録)	(23) 記録の整備(条例第 34 条及び規則第 60 条)
第75条	第34条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に	第60条 条例第34条第2項の規則で定める記録は、次のとお	指定療養介護事業者は、従業者、備品及び会計等に関する諸
	関する記録を整備しなければならない。	りとする。	記録を文書により整備しておく必要があること。なお、条例第
	2 指定療養介護事業者は、介護給付費等の請求に関する記録そ	(1) 療養介護計画	34 条第 2 項により、指定療養介護事業者は、指定療養介護の提
	の他利用者に対する指定療養介護の提供に関する規則で定める	(2) 第42条第1項の規定によるサービスの提供の記録	供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録について
	記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存	(3) 第53条の規定による市町村への通知に係る記録	は、当該療養介護を提供した日から、少なくとも5年以上保存
	しなければならない。	(4) 条例第35条において準用する条例第15条の2第2項に	しておかなければならないとしたものである。
		規定による身体的拘束等の記録	① 介護給付費等の請求に関する記録
		(5) 次条において準用する第30条第1項の規定による苦情	② 指定療養介護に関する記録
		の内容等の記録	ア 規則第46条第1項に規定する療養介護計画
		(6) 次条において準用する第31条第1項の規定による事故	イ 規則第 42 条第 1 項に規定するサービスの提供の
		の状況及び事故に際して採った処置についての記録	記録
			ウ 条例第35条及び規則第61条において準用する条
			例第15条の2第2項に規定する身体拘束等の記録
			エ 条例第35条及び規則第61条において準用する規
			則第30条第1項に規定する苦情の内容等の記録
			オ 条例第35条及び規則第61条において準用する規
			則第31条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ
			た処置についての記録
			③規則第53条に規定する市町村への通知に係る記録
	(準用)	(準用)	(24) 準用(条例第35条及び規則第61条)
第76条	第35条 第10条、第11条及び第15条の2から第18条の2までの規	第61条 第5条、第7条、第9条から第12条まで、第15条、	条例第 10 条、第 11 条、第 15 条の 2 から第 16 条まで及び第
	定は、指定療養介護の事業について準用する。	第26条の2、第27条の2から第28条(第2項を除く)まで	17条から第18条の2並びに規則第5条、第7条、第9条から
		及び第29条から第31条の2までの規定は、指定療養介護の	第12条まで、第15条、第26条の2、第27条の2から第28
		事業について準用する。この場合において、第5条第1項	条第1項及び第29条から第31条の2までの規定は指定療養介
		中「第14条」とあるのは「第30条」と、第15条第2項ただ	護の事業について準用されるものであることから、第3の3の
		し書中「次条第1項」とあるのは「第43条第1項」と読み	(1)、(3)(②を除く。)、(4)、(6)、(7)、(10)及び(25)から(30)
		替えるものとする。	までを参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
н 11	第4章 生活介護	第4章 生活介護	第5 生活介護
	第1節 基本方針	第1節 指定生活介護	
	第36条 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活		
第77条	介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会		
	生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、		
	創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障		
	害者であって、常時介護を要するものに対して、入浴、排せつ		
	及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他		
	の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。		
	第2節 人員に関する基準		1 人員に関する基準
	(従業者)	(従業者)	
第78条	第37条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業	第62条 条例第37条第1項各号に掲げる従業者の員数は、次	
	者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護	の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めると	
	事業所」という。) ごとに、次に掲げる従業者を置かなければな	おりとする。	
	らない。		
	(1) 医師	(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養	(1) 医師(条例第37条第1項第1号及び規則第62条第1項第1
		上の指導を行うために必要な数	号)
			日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定
			生活介護の利用者の障がいの特性等に応じて必要数を配置し
			なければならないものであること。なお、この場合の「必要数
			を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たす
			ものとして取り扱うことも差し支えない。
			また、指定生活介護事業所において看護師等による利用
			者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ
			て医療機関への通院等により対応することが可能な場合に
			限り、医師を配置しない取扱いとすることができることと
			する。
	(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第	(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは準看護師をいう。	(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活
	8章及び第16章において同じ。)、理学療法士、作業療法士又	以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。)、	支援員(条例第37条第1項第2号及び規則第62条第1項第2
	は言語聴覚士及び生活支援員	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員	号)
		次のとおりとすること。	これらの従業者については、指定生活介護の単位ごとに、前
		イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	年度の利用者の数の平均値及び障害支援区分に基づき、次の算
		及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、	式により算定される平均障害支援区分に応じて、常勤換算方法

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
省令	県条例 (3) サービス管理責任者 2 前項に定めるもののほか、指定生活介護事業所の従業者の基準は、規則で定める。		兼務して行っても差し支えない。 (4) サービス管理責任者(規則第62条第1項第3号) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第4の1の(4)を参照されたい。なお、サービス管理責任者と他の職務との兼務については、次のとおり取り扱うものとする。 指定生活介護事業所の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定生活介護事業所の利用定員が20人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であること。 なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められないものであることに留意されたい。 また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの生活介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定生活介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定自立生活援助事業所、指定自生活援助事業所、指定自立生活援助事業所、指定自工生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生
		常勤でなければならない。	ることから、この範囲で、指定生活介護事業所のサービス管理 責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			(例) 利用者の数が 20 人の指定生活介護事業所におけるサービ
İ			ス管理責任者が、利用者の数が 10 人の指定宿泊型自立訓練事
I			業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合
I			(5) 指定生活介護の単位 (規則第62条第3項)
İ			指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第4の1の(5)を参
I			照されたい。なお、指定生活介護事業所において、複数の指定
I			生活介護の単位を設置する場合にあっては、それぞれの単位ご
I			とに平均障害支援区分を算定し、これに応じた従業者をそれぞ
<u> </u>			れ必要数を配置する必要があること。
i	(従たる事業所を設置する場合における特例)	(従たる事業所を設置する場合における特例)	
第79条	第38条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主	第63条 条例第38条第1項の規定により同項に規定する従たる	
İ	たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条にお	事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置	
İ	いて「従たる事業所」という。)を設置することができる。	する場合においては、指定生活介護事業所における主たる事業	
I	2 従たる事業所を設置する場合における従業者の基準は、規則	所(以下この条において「主たる事業所」という。) 及び従たる	
I	で定める。	事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ	
İ		1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所	
<u> </u>		の職務に従事する者でなければならない。	
	(準用)		(6) 管理者 (条例第 39 条)
第80条	第39条 第27条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。		指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第4の1の(7)の①
			を参照されたい。
	第3節 設備に関する基準		
第81条	第40条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次	(設備)	2 設備に関する基準(条例第40条及び規則第64条)
	に掲げる設備を設けなければならない。	第 64 条 条例第 40 条第1項各号に掲げる設備の基準は、次	(1) 指定生活介護事業所
İ		の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとお	指定生活介護事業所とは、指定生活介護を提供するための設
İ		りとする。	備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、
	(1) 訓練・作業室	(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準	一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社
		イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。	会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該既存施
		ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。	設に出向いて指定生活介護を提供する場合については、これら
	(2) 相談室	(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕	を事業所の一部(出張所)とみなして設備基準を適用するもの
		切り等を設けること。	である。
	(3) 洗面所	(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものとすること。	(2) 訓練・作業室等の面積及び数
	(4) 便所	(4) 便所 利用者の特性に応じたものとすること。	指定生活介護事業所における訓練・作業室等、面積や数の定
<u> </u>	(5) 多目的室		めのない設備については、利用者の障がいの特性や機能訓練又

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(6) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備 2 前項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。 3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 前3項に定めるもののほか、指定生活介護事業所の設備の基準は、規則で定める。		は生産活動の内容等に応じて適切な指定生活介護が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。例えば、指定生活介護事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。
	第4節 運営に関する基準		
第82条		(利用者負担額等の受領) 第 65条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定生活介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用 (2) 創作的活動に係る材料費 (3) 日用品費 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第1号に掲げる費用については、省令第82条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第3の3の(11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。 ② その他受領が可能な費用の範囲 規則第65条第3項は、指定生活介護事業者は、前2項の支 払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜 に要する費用のうち、 ア食事の提供に要する費用 イ創作活動に係る材料費 ウ日用品費 エ日常生活においても通常必要となるものに係る費用であ って、支給決定障害者に負担させることが適当と認められ るものの支払を受けることができることとし、介護給付費
		5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までに係る費 用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当	なお、エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス 等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。 6 指定生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。	18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号厚生労働省社会・援護局障 害保健福祉部長通知)によるものとする。
第83条		(介護) 第66条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。 4 指定生活介護事業者は、利用者に対し、前3項に定めるもののほか、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。 5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者(サービス管理責任者を除く。)を介護に従事させなければならない。 6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。	を参照されたい。 なお、規則第66条第5項に規定する「常時1人以上の従業者 (サービス管理責任者を除く。)を介護に従事させなければ ならない」とは、適切な介護を提供できるように介護に従事す る生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生 活支援員等の勤務体制を組む場合(複数の指定生活介護の単位 を設置し、指定生活介護を提供する場合を含む。)は、それぞれ の勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員等の配置 を行わなければならないものである。 また、指定生活介護の提供に当たっては、提供内容に応じて、 職員体制を適切に組むものとする。
第84条		(生産活動)	(3) 生産活動(規則第67条) 生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。 ① 生産活動の内容(規則第67条第1項) 生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障がいの特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっ	② 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮 (規則第67条
		ては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が	第2項)
		その者に過重な負担とならないよう配慮しなければならな	指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっ
		٧١°	ては、利用者の障がいの特性、能力などに配慮し、生産活動
			への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動へ
			の従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うた
			めの設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り
			軽減されるよう、配慮しなければならないものである。
		3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっ	③ 障がい特性を踏まえた工夫 (規則第67条第3項)
		ては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障	指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当た
		がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。	り、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設
			備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならない
			ものである。
		4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっ	④ 生産活動の安全管理(規則第67条第4項)
		ては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行	指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっ
		うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。	ては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な
			措置を講ずる義務があるものである。
		(工賃の支払)	(4) 工賃の支払 (規則第 68 条)
第85条		第68条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利	指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、
		用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事	生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除し
		業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として	た額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこと
		支払わなければならない。	としたものである。
			なお、この場合の指定生活介護事業所における会計処理につ
			いては、社会福祉法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、
			「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27
			日雇児発 0727 第 1 号、社接発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号厚
			生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長
			連名通知)を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定生活介
			護事業所の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取
			扱いについて」(平成18年10月2日社援発第1002001号社会・
			援護局長通知)を参照されたい。
第85条の2		(職場への定着のための支援等の実施)	(4)の2 職場への定着のための支援等の実施(規則第68条の2)
		第 68 条の 2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促	指定生活介護事業者は、 当該指定生活介護を受けて、企業等

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護	に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障
	l	を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障	害者が就職してから、少なくとも6月以上の間(労働時間の延
	l	害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障	長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向
	l	害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支	上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介
	l	援の継続に努めなければならない。	護、指定自立訓練、指定就労移行支援等若しくは指定就労継続
	l	2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する	支援(「就労移行支援等」という。)を受けた障害者については、
	l	指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者	当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が少
	l	が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定め	なくとも6月以上の間)、障害者就業・生活支援センターや職
	l	る支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受け	場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就
	l	られるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなけ	職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭
	l	ればならない。	訪問等による適切な相談支援等を行うこと。
	l		また、当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認
	l		し、希望があるとき、当該指定生活介護事業者において一体的
	l		に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定生
	l		活介護事業者は就職後6月経過後(労働時間の延長又は休職か
	l		らの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支
	l		援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた
	l		障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継
	l		続している期間が6月経過後)に円滑な就労定着支援の利用が
	l		開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画
	l		相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当
	l		該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援
	l		に繋げるよう努めること。当該生活介護事業者において指定就
	l		労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談
	l		支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指
	l		定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者に
			よる職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。
			なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合において
	l		も、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が
ı			継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要
			な調整に努めること。
		(食事)	(5) 食事の提供 (規則第 69 条)
第86条		第69条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し	① 栄養管理等

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定生活介護事業所が食事の提供を行う場合については、 提供する手段によらず、年齢や障がいの特性に応じて、適切な 栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管 理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。
		2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障がいの特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。	
		3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。	イ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。ウ 適切な衛生管理がなされていること。
		4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、 指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内 容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導 を受けるよう努めなければならない。	② 外部委託との関係 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えない が、指定生活介護事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜 好や障がいの特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的 に調整を行わなければならないものである。
第87条		(健康管理) 第70条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に 注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じな ければならない。	(6) 健康管理(規則第70条) 利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。
第88条		(支給決定障害者に関する市町村への通知) 第71条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている 支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、 遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければ ならない。 (1) 正当な理由がなく、指定生活介護の利用に関する指示に 従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認め られるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介	(7) 支給決定障害者に関する市町村への通知(規則第71条) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第4の3の(14) を参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。	
第89条	(運営規程) 第41条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。	護給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき。 (運営規程)	(8) 運営規程(条例第41条及び規則第72条) 指定生活介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な 指定生活介護の提供を確保するため、規則第72条第1号から 第12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指 定生活介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点 に留意するものとする。 ① 利用定員(第4号) 利用定員は、指定生活介護事業所において同時に指定生活 介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうも のであること。なお、複数の指定生活介護の単位が設置され ている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとに利用 定員を定める必要があること。 ② 通常の事業の実施地域(第6号)
			通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。また、指定生活介護事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、障がいの程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定生活介護の利用が図られるよう、指定生活介護事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。 ③ その他運営に関する重要事項 指定生活介護事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
H II		(7) サービスの利用に当たっての留意事項	
		(8) 緊急時等における対応方法	
		(9) 非常災害対策	
		(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合に	
		は、当該障がいの種類	
		(11) 虐待の防止のための措置に関する事項	
		(12) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項	
	(衛生管理等)	(衛生管理等)	(9)衛生管理等(条例第42条及び規則第72条の2)
第90条	第42条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用	第72条の2 条例第42条第2項の規則で定める措置は、次のと	指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第4の3の(20)
	に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な	おりとする。	を参照されたい
	措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の	(1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防	
	管理を適正に行わなければならない。	及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開	
	2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感	催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る	
	染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定	こと。	
	める措置を講じなければならない。	(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防	
		及びまん延の防止のための指針を整備すること。	
		(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及	
		び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予	
		防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。	
		2 前項第1号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催す	
		ることができる。	
		(協力医療機関)	(10) 協力医療機関等(規則第 73 条)
第91条		第 73 条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備	協力医療機関は、指定生活介護事業所から近距離にあること
		えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めなければなら	が望ましいものであること。
		ない。	
		(掲示)	(11) 掲示 (規則第 74 条)
第92条		第 74 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見や	規則第74条の規定は、規則第27条と基本的に同趣旨であ
		すい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。	るため、第4の3の(24)を参照されたい。
		(1) 条例第41条に規定する運営規程の概要	
		(2) 従業者の勤務の体制	
		(3) 前条に規定する協力医療機関	
		(4) 苦情への対応方法	
		(5) 事故発生時の対応方法	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第93条	(準用) 第43条 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29	(6) 前各号に掲げるもののほか、利用申込者のサービスの選択 に資すると認められる重要事項 2 指定生活介護事業者は、前項各号に掲げる事項を記載した 書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをい つでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定に よる掲示に代えることができる。 (準用) 第75条 第5条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、	(12) 準用 (条例第 43 条及び規則第 75 条)
	条、第31条及び第34条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画(指定療養介護」とあるのは、「生活介護計画(指定生活介護」と読み替えるものとする。	第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第59条及び第60条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第41条」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第65条第1項」と、第18条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第65条第2項」と、第46条及び第60条第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2号中「第42条第1項」とあるのは「第75条において準用する第14条第1項」と、同条第3号中「第53条」とあるのは「第71条」と、同条第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。	第 29 条、第 31 条及び第 34 条並びに規則第 5 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 26 条の 2、第 27 条の 2 から第 32 条まで、第 46 条から第 48 条まで、第 54 条、第 56 条、第 57 条、第 59 条及び第 60 条の規定は、指定生活介護の事業に準用されることから、第 3 の 3 の (1)、(3) から (7) まで((3) の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(22)の 2 及び(25) から (31) まで並びに第 4 の 3 の (6) から (9) まで、(15)、(17)、(19)、(22) 及び(23) を参照されたい。

厚生労働 省令	県条例	県規則	具解釈通知
			のである。
			ウ 市町村への報告
			同条第3項は、指定生活介護事業者は、①の規定による
			記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載
			事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、
			その理由等を報告しなければならないこととしたものであ
			る。
			③ 同条の規定により準用される第57条については、次のとお
			り取り扱うものとする。
			利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずることの
			ないよう、原則として、指定生活介護事業所が定める利用定員
			(指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を
			受けることができる利用者の数の上限) を超えた利用者の受入
			を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用
			者の受入については、適正なサービスの提供が確保されること
			を前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指
			定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむ
			を得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたもの
			である。
			ア 1日当たりの利用者の数
			(Ⅰ) 利用定員 50 人以下の指定生活介護事業所の場合
			1日当たりの利用者の数(複数の指定生活介護の単位が設
			置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごと
			の利用者の数。(Ⅱ)及びイにおいて同じ。)が、利用定員(複
			数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、
			当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。(Ⅱ)及びイにお
			いて同じ。)に 150%を乗じて得た数以下となっていること。
			(Ⅱ) 利用定員 51 人以上の指定生活介護事業所の場合
			1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた
			数に 125%を乗じて得た数に、75 を加えて得た数以下となっ
			ていること。
			イ 過去3月間の利用者の数
			過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
H 17			じて得た数に 125%を乗じて得た数以下となっていること。 ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延 べ数が、定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得 た数以下となっていること。
	第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準	第2節 共生型生活介護	4 共生型障害福祉サービスに関する基準
	(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基 準)	(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)	
	第43条の2 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共	第75条の2 条例第43条の2の規則で定める基準は、次のとおり	(1) 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等、指
	生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指	とする。	定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等の
	定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事		基準(規則第75条の2、第75条の3及び第75条の4)生活
	業者をいう。) 又は指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当		介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」
	該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。		という。)の事業を行う児童福祉法による指定児童発達支援事業
			者、指定放課後等デイサービス事業者、介護保険法による指定
			通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模
			多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事
			業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たす
			べき基準は、次のとおりであること。
		(1) 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス	① 従業者の員数
		事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」という。) の従業者の	指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業
		員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支	所、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、
		援又は指定放課後等デイサービス(以下「指定児童発達支援等」	指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能
		という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害	型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護
		児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場	事業所(以下この号において「指定児童発達支援事業所等」
		合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数	という。) の従業者の員数が、共生型生活介護を受ける利用者
		以上であること。	(障害者) の数を含めて当該指定児童発達支援事業所等の利
			用者の数とした場合に、当該指定児童発達支援事業所等とし
			て必要とされる数以上であること。
!			なお、共生型生活介護の管理者と指定児童発達支援等の管
			理者を兼務することは差し支えないこと。
			② 設備
			指定児童発達支援事業所等として満たすべき設備基準を満
			たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達
			支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)		必要な設備等について障害者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。 なお、当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。 ③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定児童発達支援事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。
		(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第62条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第64条第1項又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
П 14		所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合	
		計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等と	
		して必要とされる数以上であること。	
		(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供	
		するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術	
		的支援を受けていること。	
	(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事		
	業者等の基準)		
	第43条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居	(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事	
	宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規	業者等の基準)	
	定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護	第75条の4 条例第43条の4第3号の規則で定める基準は、次の	
	小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準	とおりとする。	
	第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂	
	業者をいう。) 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者	(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しく	
	(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運	は第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービ	
	営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた	スの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予	
	めの効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令	防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に	
	第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)	関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域	
	第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護	密着型介護予防サービス基準」という。)第48条第2項第1	
	事業者をいう。以下同じ。) (第53条、第75条の2及び第82条の	号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を	
	2を除き、以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」とい	十分に発揮しうる適当な広さを有すること。	
	う。) が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。		
	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サ	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数	
	ービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居	が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通	
	宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事	いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共	
	業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定す	生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数	
	る指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指	であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第	
	定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型	63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス	
	介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予	基準第44条に規定する基準を満たしていること。	
	防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。) (第53		
	条、第75条の2及び第82条の2を除き、以下「指定小規模多	(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供	
	機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定	するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な	
	小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型	技術的支援を受けていること。	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定		
	地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する		
	登録者をいう。第75条の2及び第82条の2を除き、以下同		
	じ。)の数並びに共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓		
	練)(第74条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)を		
	いう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第81条の2に		
	規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型		
	児童発達支援(指定通所支援基準条例第25条の2に規定する		
	共生型児童発達支援をいう。) 若しくは共生型放課後等デイ		
	サービス(指定通所支援基準条例第44条の2に規定する共生		
	型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービ		
	ス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居		
	宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合		
	計数の上限をいう。以下この条、第74条の4及び第81条の3		
	において同じ。)を29人以下とすること。ただし、当該指定		
	小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指		
	定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス		
	基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機		
	能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模		
	多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第		
	171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能		
	型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防		
	小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サ		
	ービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護		
	予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第45条第1号に		
	おいて同じ。) (第53条、第75条の2及び第82条の2を除き、		
	以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」		
	という。) であるものにあっては、18人以下とすること。		
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小		
	規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条		
	に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護		
	小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービス基準第170		
	条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。) 又は		

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
.E 11	指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護		
	予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機		
	能型居宅介護をいう。以下同じ。)(第53条、第75条の2及び		
	第82条の2を除き、以下「指定小規模多機能型居宅介護等」		
	という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準		
	第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介		
	護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを		
	いう。第53条、第75条の2及び第82条の2を除き、以下同じ。)		
	の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通		
	いサービスを利用する者の数並びに共生型通いサービスを受		
	ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をい		
	う。第74条の4及び第81条の3において同じ。)を登録定員の		
	2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、		
	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、登録定		
	員が26人又は27人であるものにあっては登録定員の2分の1		
	に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるも		
	のにあっては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以		
	下とし、登録定員が29人であるものにあっては登録定員の2		
	分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多		
	機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規		
	模多機能型居宅介護事業所等であるものにあっては、登録定		
	員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。		
	(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準		
	(準用)	(準用)	(2) 準用(条例第43条の5及び規則第75条の5)
	第43条の5 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、	第75条の5 第5条から第12条まで、第14条、第15条、第	① 条例第43条の5の規定により、条例第10条及び第11条、
9	第27条、第29条、第31条、第34条、第36条、第38条及び前節(第	17条、第18条、第21条、第26条の2、第27条の2から第32条	第 15 条の 2 から第 18 条の 2 まで、第 27 条、第 29 条、第 31
4	43条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。	まで、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、第	条、第 34 条、第 36 条、第 38 条、第 41 条及び第 42 条並びに
		59条、第60条、第63条及び前節(第75条を除く。)の規定は、	規則第5条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、
		共生型生活介護の事業について準用する。	第 18 条、第 21 条、第 26 条の 2、第 27 条の 2 から第 32 条ま
			で、第46条から第48条まで、第54条、第56条、第57条、
			第 59 条、第 60 条、第 63 条、第 62 条から第 74 条までの規定
			は、共生型生活介護の事業について準用されるものであるた
			め、第3の3の(1)から(7)まで、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
E 14			(22)の2及び(25)から(31)まで、第4の2、第4の3の(6)
			から(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)から(23)まで、
			第5の3((11)を除く)を参照されたいこと。
			② ①により準用される規則第6条については、第5の3の
			(11) の②のとおり取り扱うものとする。
			③ ①により準用される規則第46条で定める生活介護計画に
			ついて、指定児童発達支援事業所等にサービス管理責任者が
			配置されていない場合については、生活介護計画に相当する
			計画を作成するように努めること。その際、障害児支援や高
			齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、
			障害児支援や高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験
			を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業
			所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有
			する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わ
			せることが望ましい。
			④ ①により準用される規則第55条第3号及び第57条につい
			ては、第5の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。
			この場合において、共生型生活介護の利用定員は、共生型生
			活介護の指定を受ける指定児童発達支援事業所等において同
			時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限と
			する。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごと
			の利用者の数に変動があっても差し支えないこと。
			(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型生活介護の
			利用者が 10 人、指定通所介護等の利用者が 10 人であっても、
			共生型生活介護の利用者が5人、指定通所介護等の利用者が
			15 人であっても、差し支えない。
			(3) その他の共生型サービスについて
			高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するもので
			あって、
			デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイに
			ついて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たし
			て両方の指定を受けているもの
			・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービ

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			ス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス (例えば、障害福祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護)について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの ・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉制度の基準該当サービスを活用して一体的にサービス提供しているものについても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。 (4) その他の留意事項 多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。 このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合(例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合)は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービ
	第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準	第3節 基準該当生活介護	ス提供すること。 5 基準該当障害福祉サービスに関する基準
	(基準該当生活介護の基準)	., ., _, ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., .,	(1) 基準該当生活介護の基準(条例第44条及び規則第76条)
第94条	第44条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第110条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。 (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第61条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通	第76条 条例第44条第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。	基準該当生活介護は、介護保険法による指定通所介護事業者 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が、その地域において指定生活介護事業所が少ないなど、指定生活

厚生労働 省令	県条例	県規則	具解釈通知
	所介護等」という。)を提供するものであること。		介護を受けることが困難な障害者に対して、指定通所介護(指
	(2) 前号に定めるもののほか、規則で定める基準		定居宅サービス等基準第92 条に規定する指定通所介護をい
			う。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス
			基準第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。) (以
			下「指定通所介護等」という。) を提供した場合をいうもので
		(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所	あり、基準該当生活介護事業所が満たすべき基準は、次のとお
		介護事業所等が提供する指定通所介護又は指定地域密着型	りであること。
		通所介護の利用者の数を指定通所介護又は指定地域密着型	① 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第 93 条第
		通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者	1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域
		の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介	密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第 20
		護事業所等として必要とされる数以上であること。	条に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。) (以
			下「指定通所介護事業所等」という。) の食堂及び機能訓練
			室の面積が当該指定通所介護事業所等の利用者の数と基準
			該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面
		(3) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサー	積が3平方メートル以上であること。(規則第76条第1号)
		ビスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係	
		施設から必要な技術的支援を受けていること。	② 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、基準該当生活
			介護を受ける利用者の数を含めて当該指定通所介護事業所
			等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等
			として必要とされる数以上であること。なお、指定通所介
			護事業所等は、サービス管理責任者の配置が義務づけられ
			ていないが、指定通所介護事業者等は指定通所介護事業所
			等の従業者のうち、「指定障害福祉サービスの提供に係る
			サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
			等」(平成 18 年厚生労働省告示第 544 号)に掲げる実務経
			験者に相当すると認められる管理者等に、「サービス管理責
			任者研修事業の実施について」(平成18年8月30日障発第
			0830004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
			に基づき実施される「サービス管理責任者基礎研修」(以下
			「サービス管理責任者基礎研修」という。)及び「相談支援
			従事者研修事業の実施について」(平成18年4月21日障発
			第 0421001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通
			知)に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修」の

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
Ħ li			うち「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を
			行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」別表第一に定
			める内容のみを行う研修(以下「相談支援従事者初任者研
			修 (講義部分)」という。) の受講を促すこととし、研修修
			了者が指定通所介護事業所等を利用する障害者の生活介護
			計画を作成することが望ましい。(規則第76条第2号)
			③ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定通所介護
			事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を
			受けていること。(規則第76条第3号)
	(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)	(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(条例第
第94条の 2	第45条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護	第77条 条例第45条第3号の規則で定める要件は、次のとお	45 条及び規則第 77 条)
	事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。	りとする。	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定
	第53条、第75条の2及び第82条の2において同じ。) が地域にお		地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模
	いて生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受け		多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能
	ることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等		型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1
	(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第53条、第75		項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をい
	条の2及び第82条の2において同じ。)のうち通いサービス(指		う。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)
	定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通		が、その地域において、指定生活介護事業所が少ないなど、指
	いサービスを除く。以下この条、第53条、第75条の2及び第82		定生活介護を受けることが困難な障害者に対して、指定小規模
	条の2において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービス		多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定
	を基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多		する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規
	機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介		模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に
	護事業所を除く。以下この条、第53条、第75条の2及び第82条		規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(以下「指
	の2において同じ。)を基準該当生活介護の事業を行う事業所と		定小規模多機能型居宅介護等」という。) を提供する場合には、
	みなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多		当該指定小規模多機能型居宅介護等を基準該当生活介護とみ
	機能型居宅介護事業所等については適用しない。		なすこととし、この場合の基準該当生活介護事業所として満た
			すべき基準は、次のとおりであること
	(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員		
	(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指		① 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サー
	定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する		ビス基準第 63 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅
	登録者を除く。第75条の2及び第82条の2において同じ。)の		介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護
	数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされ		事業所 (指定地域密着型サービス基準第 171 条第 1 項に規定
	る通いサービス、第75条の2の規定により基準該当自立訓		する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。) (以

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第82条		下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。) の登
	の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなさ		録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録
	れる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2		者の数と条例第45条の規定に基づき基準該当生活介護とみ
	の規定により基準該当児童発達支援(指定通所支援基準条		なされる通いサービス、第75条の2の規定に基づき基準該
	例第26条第1項に規定する基準該当児童発達支援をいう。		当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは
	以下同じ。)とみなされる通いサービス若しくは指定通所		第82条の2の規定に基づき基準該当自立訓練(生活訓練)
	支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準		とみなされる通いサービス又は山形県指定通所支援の事業
	条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサー		等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成
	ビス(指定通所支援基準条例第45条第1項に規定する基準		24 年 12 月県条例第 79 号。以下「指定通所支援基準条例」
	該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)とみなさ		という。) 第31条の2の規定により基準該当児童発達支援
	れる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機		(指定通所支援基準条例第 26 条第 1 項に規定する基準該当
	能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児		児童発達支援をいう。以下同じ。) とみなされる通いサービ
	の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)		ス、指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通
	を29人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居		所支援基準条例第 31 条の 2 の規定により基準該当放課後等
	宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型		デイサービス(指定通所支援基準条例第 45 条第 1 項に規定
	居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能		する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。) と
	型居宅介護事業所を除く。以下この条、第53条、第75条の2		みなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模
	及び第82条の2において同じ。) であるものにあっては、18人		多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害
	以下とすること。		児の数の合計数を上限とし、29人(サテライト型指定小規
			模多機能型居宅介護事業所 (指定地域密着型サービス基準第
			63 条第7項に規定する「サテライト型指定小規模多機能型
			居宅介護事業所」をいう。以下同じ。)にあっては、18人)
			以下とすること。(条例第 45 条第 1 号)
	(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービ		② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービ
	スの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通い		スの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所
	サービスを利用する者の数及びこの条の規定により基準該当生活		等の通いサービスの利用者の数と条例第45条の規定に基づ
	介護とみなされる通いサービス、第75条の2の規定により基準		き基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第75条の
	該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しく		2の規定に基づき基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされ
	は第82条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)と		る通いサービス若しくは第82条の2の規定に基づき基準該
	みなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2		当自立訓練 (生活訓練) とみなされる通いサービス又は指定
	の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若		通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児童発
	しくは指定通所支援基準条例第47条において準用する指定通所支		達支援とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第
	援基準条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービ		47 条において準用する指定通所支援基準条例第31条の2の

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	スとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合		規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通
	計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1に相当		いサービス又は特区省令第4条第1項の規定に基づき自立
	する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機		訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児
	能型居宅介護事業所等であって、登録定員が26人又は27人である		の数の合計数を1日当たりの上限とし、登録定員の2分の1
	ものにあっては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下		から 15 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業
	とし、登録定員が28人であるものにあっては登録定員の2分の1		所にあっては、12人)までの範囲内とすること。ただし、
	に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものに		登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業
	あっては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、		所等における通いサービスの利用定員の上限は次のとおり
	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライ		であること。(条例第 45 条第 2 号)
	ト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等であるものにあって		ア 登録定員が26人又は27人の場合、16人
	は、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。		イ 登録定員が28人の場合、17人
			ウ 登録定員が29人の場合、18人
	(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める要件	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂 (指定地域密着型介護予防サービス基準第 48 条第2項第1号 に規定する居間及び食堂を除く。第118条の2及び第126条の	③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機 能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。(規則第77 条第1号)
		2において同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数並びに条例第45条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第75条の2の規定により基準該当自立訓練(機能	④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、 条例第45条の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる 通いサービス、第75条の2の規定に基づき基準該当自立訓 練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第82条 の2の規定に基づき基準該当自立訓練(生活訓練)とみなさ
		訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第82条の2	れる通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2の
		の規定により規準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる	規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービ

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		通いサービス又は山形県指定通所支援の事業等の人員、設備	ス、同条例第47条において準用する同条例第31条の2の規
		及び運営に関する基準等を定める条例 (平成 24 年 12 月県条例	定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通い
		第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第31条の	サービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を含めて
		2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサー	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用者の数と
		ビス、同条例第47条において準用する同条例第31条の2の規	した場合に、当該指定小規模多機能型事業所等として必要と
		定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサ	される数以上であること。
		ービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした	なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所等は、サービ
		場合における指定地域密着型サービス基準第 63 条又は第 171	ス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規
		条に規定する基準を満たしていること。	模多機能型居宅介護事業者等は、指定小規模多機能型居宅
		(3) 条例第45条の規定により基準該当生活介護とみなされ	介護事業所等に配置する介護支援専門員に、「サービス管
		る通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提	理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「サ
		供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要	ービス管理責任者基礎研修」及び「相談支援従事者初任者
		な技術的支援を受けていること。	研修 (講義部分)」の受講を促すこととし、研修修了者が指
			定小規模多機能型居宅介護事業所等を利用する障害者の生
			活介護計画を作成することが望ましい。(規則第77条第2
			号)
			⑤ 指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定小規模多機
			能型居宅介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技
			術的支援を受けていること。(規則第77条第3号)
		(準用)	(3) 準用 (規則第 78 条)
第95条		第78条 第65条第2項から第6項までの規定は、基準該当生	規則第65条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介
		活介護の事業について準用する。	護の事業に準用されるものであることから、第5の3の(1)(第
			3の3の(11)の①を参照する部分を除く。)を参照されたい。
	第5章 短期入所	第5章 短期入所	第6短期入所
	第1節 基本方針	第1節 指定短期入所	1 事業所の種類
第114条	第46条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章にお		指定短期入所の事業は、次の(1)から(3)までのいずれかによ
	いて「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他		るものとする。
	の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食		(1) 併設事業所
	事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでな		併設事業所とは、指定障害者支援施設、児童福祉施設その
	ければならない。		他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適
			切に行うことができる入所施設(以下この第六において「指
			定障害者支援施設等」という。) に併設され、指定短期入
			所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			一体的に運営を行う事業所をいう。併設事業所は、従業者
			の勤務体制を含め、併設される指定障害者支援施設等(以
			下「併設本体施設」という。)の事業に支障が生じない場
			合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室
			において、指定短期入所を提供する場合に限り、実施でき
			るものである。
			なお、「その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の
			必要な支援を適切に行うことができる施設」には、指定宿
			泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所又は外部サ
			ービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定宿泊型
			自立訓練事業所等」という。) を含むものとする。
			(2) 空床利用型事業所
			空床利用型事業所とは、利用者に利用されていない指定障害
			者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の
			事業を行う事業所をいう。
			(3) 単独型事業所
			単独型事業所とは、指定障害者支援施設等(指定宿泊型自立
			訓練事業所等を除く。) 以外の施設であって、利用者に利用され
			ていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適
			切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所の事
			業を行う事業所をいう。
	第2節 人員に関する基準		2 人員に関する基準
	(従業者)	(従業者)	(1) 従業者の員数(条例第 47 条及び規則第 79 条)
第115条	第47条 法第5条第8項に規定する施設が、指定短期入所の事業	第79条 条例第47条第1項に規定する従業者の基準は、次の	① 併設事業所の場合 (条例第47条第1項及び規則第79条第1
	を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」と	各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり	項)
	いう。) として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この	とする。	ア 指定障害者支援施設等(指定宿泊型自立訓練事業所等を
	章において「併設事業所」という。) を設置する場合における当		除く。)が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する
	該施設及び併設事業所の従業者の基準は、規則で定める。		場合
		(1) 指定障害者支援施設その他の法第5条第8項に規定す	併設事業所に置くべき従業員の員数は、指定短期入所の
		る施設(入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。	利用者の数を、併設本体施設の利用者の数とみなした上で、
		以下この章において「入所施設等」という。)である当該	当該併設本体施設として必要とされる数以上とする。
		施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する	この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」
		場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の	とは、当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	県条例	県規則 数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上の員数とすること。 (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者(宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業所として併設事業所を設置する場合 次に掲げる指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次に掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれに定める数の員数とすること。 イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業者	において必要とされる人数をいうものである。 イ 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合は、(i) 又は(ii) に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ(i) 又は(ii) に掲げる数とする。 (i) 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯においては、当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数及び当該併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定宿泊型自立訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定宿泊型自立訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上とする。 (ii) 指定宿泊型自立訓練事業所等が指定短期入所を提供する時間帯であって、(i)に掲げる時間以外の時間においては、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置する
			こととし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
省令	県条例 2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合における当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)の従業者の基準は、規則で定める。	県規則 □ 指定短期入所を提供する時間帯(イに掲げるものを除く。) 次に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数 (イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下1以上 (ロ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上の員数とすること。 (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合次に掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞ	県解釈通知 ② 空床利用型事業所の場合(条例第 47 条第 2 項及び規則第 79 条第 2 項) 空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、①を準用する。 なお、介護保険法による指定短期入所生活介護事業所又は基準該当短期入所生活介護事業所について、空床利用型事業所として指定する場合における当該空床利用型事業所に置くべき従業者の員数は、「山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月県条例第72号)第96条第1項各号及び山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年3月21日県規則第29号)第98条第1項第1号に掲げる指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りること。(ただし、基準該当短期入所生活介護事業所においては、医師を除く。) ③ 併設事業所及び空床利用型事業所においては、医師を除く。) ③ 併設事業所及び空床利用型事業所において、障がいの程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合など、併設本体施設又は指定障害者支援施設等として置くべき従業者の職種又は員数から、適切な指定短期入所の提供が困難である場合には、①又は②の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ、医師及び看護職員も含め、必要な職種及び員数の従業者が確保されるよう努めること。
	3 指定短期入所の事業を行う者(以下「指定短期入所事業者」	れに定める数の員数とすること。 イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)等(日 中サービス支援型指定共同生活援助を除く。)を提供する時 間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(日中サービス 支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおい て同じ。)の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数	④ 単独型事業所の場合(条例第47条第3項及び規則第79条第

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
1 1	という。) は、併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期	の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用	3項)
	入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)ご	者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活	ア 指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、
	とに、規則で定めるところにより、生活支援員を置かなければ	訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業	指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定宿泊型自立訓練事
	ならない。	者として必要とされる数以上	業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事
		ロ 指定短期入所を提供する時間帯(イに掲げるものを除	業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事
		く。) 次に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数	業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は児
		の区分に応じ、それぞれに掲げる数	童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する障害児通所支
		(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以	援事業所(以下この④において「指定生活介護事業所等」
		上	という。) において指定短期入所の事業 (単独型事業所に係
		(ロ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に	るものに限る。)を行う場合は、(i)又は(ii)に掲げる指定
		当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6	短期入所の事業を行う時間帯に応じそれぞれ(i)又は(ii)
		又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	に掲げる数とする。
			(i) 指定生活介護事業所等において行われる指定生活介
			護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、
		3 条例第47条第3項の規定により置くべき生活支援員の員	指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共
		数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定	同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は
		めるとおりとする。	児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する障害児通
			所支援事業所のサービス提供時間においては、当該指定
			生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の
		(1) 指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、	利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用
		指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、	者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業
		指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、	所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として
		指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活	必要とされる数以上とする。
		援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又	(ii) 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う
		は指定障害児通所支援事業所(児童福祉法第21条の5の3第	時間帯であって、(i)に掲げる時間以外の時間において
		1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行	は、当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1
		う事業所をいう。)(以下この章において「指定生活介護事業	以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置するこ
		所等」という。) において指定短期入所の事業を行う場合 次	ととし、当該日の利用者の数が7以上の場合においては、
		に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、そ	1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を
		れぞれに定める数の員数とすること。	増すごとに1を加えて得た数以上とする。
			イ 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所に
			おいて指定短期入所の事業を行う場合はアの(ii)を準用
			する。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		イ 指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練 (生活訓練)、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活 援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉 法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービ スを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者 の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指 定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合におい て、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこ れに準ずる従業者として必要とされる数以上	じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう、生活支援 員のほか、医師及び看護職員も含め、必要な職種の従業者
		ロ 指定生活介護事業所等において指定短期入所の事業を行う時間帯であって、イに掲げる時間帯以外の時間帯次に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上(2)単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合(前号に該当する場合を除く。) 前号ロ(イ)又は(ア)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号ロ(イ)又は(ア)に定める数の員数とすること。	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
417		イ 指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練 (生活訓練)、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活 援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定 通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護 事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数 の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみな した場合において、当該指定生活介護事業所等における生 活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以 上	
		を行う時間帯であって、イに掲げる時間帯以外の時間帯次に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれに定める数 (イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上 (中) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 (2) 単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合(前号に該当する場合を除く。) 前号ロ(イ)又は(中)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号ロ(イ)又は(中)に定める数の員数とすること。	
第116条	(準用) 第48条 第27条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。		(2) 管理者(条例第48条) 指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第4の1の(7)の① を参照されたい。
for a see for	第3節 設備に関する基準	(設備及び備品等)	3 設備に関する基準
第117条	第49条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項 に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に 利用されていない居室を用いるものでなければならない。		

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	2 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所		(1) 併設事業所の場合(条例第 49 条第 2 項)
	と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設(以下この		指定短期入所事業所の設備は、指定短期入所の運営上及びサ
	条において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であ		ービス提供上、当然設けなければならないものであるが、併設
	り、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないとき		事業所にあっては、併設本体施設の設備を利用することにより、
	は、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の		指定短期入所事業所の効果的な運営が図られ、かつ、当該指定
	事業の用に供することができるものとする。		短期入所事業所の利用者及び当該併設本体施設の利用者のサー
			ビス提供に支障がない場合には、併設本体施設の設備を指定短
			期入所の事業の用に供することができる。ただし、併設本体施
			設の居室を指定短期入所の用に供することは認められない。
	3 空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる		(2) 空床利用型事業所の場合(同条第3項)
	設備を備えることで足りるものとする。		空床利用型事業所の設備については、その居室を利用する指
			定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足
			りるものとしたものである。
	4 指定短期入所事業者は、単独型事業所ごとに、次に掲げる設	第80条 条例第49条第4項各号に掲げる設備の基準は、次	(3) 単独型事業所の場合(同条第4項)
	備を設けなければならない。	の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとお	単独型事業所を設置して指定短期入所を行う場合、その設備
		りとする。	の基準は規則第 80 条各号のとおりである。
	(1) 居室	(1) 居室 次に掲げる基準	
		イ 一の居室の定員は、4人以下とすること。	
		ロ 地階に設けてはならないこと。	
		ハ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8	
		平方メートル以上とすること。	
		ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	
		ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	
	(2) 食堂	(2) 食堂 次に掲げる基準	
		イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。	
		ロ 必要な備品を備えること。	
	(3) 浴室	(3) 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。	
	(4) 洗面所	(4) 洗面所 次に掲げる基準	
		イ 居室のある階ごとに設けること。	
		ロ 利用者の特性に応じたものとすること。	
	(5) 便所	(5) 便所 次に掲げる基準	
		イ 居室のある階ごとに設けること。	
		ロ 利用者の特性に応じたものとすること。	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(6) 前各号に定めるもののほか、運営上必要な設備 5 前各項に定めるもののほか、指定短期入所事業所の設備の基 準は、規則で定める。		
	第4節 運営に関する基準		4 運営に関する基準
第118条		(指定短期入所の開始及び終了) 第81条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者に対して、指定短期入所を提供するものとする。 2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。	(1) 指定短期入所の開始及び終了 (規則第81条) ① 利用期間 指定短期入所事業者は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により施設への短期間の入所を必要とする者を対象に、指定短期入所を提供するものとしたものであるが、これは、指定短期入所は、いたずらに長期間利用することがないよう、客観的な利用者の生活状況等を踏まえ、より適切な入所期間とすることを定めたものである。
			より、指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続 的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、 必要な援助に努めなければならないこととしたものである。
第119条		(入退所の記録の記載等) 第82条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、 指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他 の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」 という。)を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなけ ればならない。 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供によ り、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の 総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係 る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町 村に提出しなければならない。	(2) 入退所の記録の記載 (規則第82条) ① 受給者証への必要事項の記載 指定短期入所事業者は、支給量管理の観点から、利用者の 入退所の都度、受給者証に入退所年月日等の必要な事項を当 該利用者の受給者証に記載することとしたものである。 ② 受給者証の確認 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により 利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、当該利 用者に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写し を市町村に提出しなければならないこととされたが、これは 利用者の支給量管理のために定められたものであり、介護給 付費等の請求の際に提出することで差し支えない。
		(利用者負担額等の受領)	(3) 利用者負担額等の受領 (規則第83条)

厚生労働	県条例	県規則	上 県解釈通知
厚生労働省令第120条	県条例	第83条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。 3 指定短期入所事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。 (1) 食事の提供に要する費用 (2) 光熱水費 (3) 日用品費 (4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、省令第120条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。	① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第3の3の(11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。 ② その他受領が可能な費用の範囲 規則第83条第3項は、指定短期入所事業者は、前2項の支 払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜 に要する費用のうち、 ア 食事の提供に要する費用 イ 光熱水費 ウ 日用品費 エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であ って、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められ るものの支払を受けることができることとし、介護給付費等 の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な 名目による費用の支払を受けることは認めないこととした ものである。 なお、エの費用の具体的な範囲については、「障害福祉サ
		5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。 6 指定短期入所事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。	(平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号厚生労働省社会・援
第121条	(指定短期入所の取扱方針) 第50条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に提供されなければならない。 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会		(4) 指定短期入所の取扱方針(条例第50条) ① 条例第50条第2項については、指定療養介護と同旨であるため、第4の3の(6)の①を参照されたい。 ② 同条第3項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むもので

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。 3 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。 4 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		ある。 また、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保については、指定居宅介護と同旨であるため、第3の3の(15)の②を参照されたい。条例第50条第2項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。
第122条		(サービスの提供) 第84条 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。	指定短期入所の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援すること。 また、同一法人内の複数の指定短期入所事業所において、同一利用者へ短期入所が提供される場合、その利用者の状態や意向等を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくない。なお、サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。 ② 入浴の実施 規則第84条第2項で定める入浴の実施に当たっては、利用

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
省令			を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。 (I)利用者の嗜好、年齢や障がいの特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること (II)調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。 (III)適切な衛生管理がなされていること。 イ 外部委託との関係食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定短期入所事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障がいの特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。
第123条	(運営規程) 第51条 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めなければならない。		指定短期入所の提供を確保するため、規則第85条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 利用定員(第3号) 空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあっては、利用

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第124条		(定員の遵守) 第86条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (1)併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 (2)空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員(指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活住居及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数	を参照されたい。なお、この場合の指定短期入所事業所が定める利用定員は次のとおりとする。 ① 併設事業所の場合 併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室 のベッド数 ② 空床利用型事業所の場合 指定障害者支援施設等の居室のベッド数
	(進用)	(3) 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を 超えることとなる利用者の数 (準用)	③ 単独型事業所の場合 単独型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居 室のベッド数 (8) 準用(条例第52条及び規則第87条)
第105 名			
第125条	第52条 第10条、第11条、第15条の2から第19条まで、第31条、 第42条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。	第87条 第5条、第7条から第12条まで、第14条、第15条、第17条、第18条、第21条、第22条、第26条の2、第27条の2から第33条まで、第48条、第54条、第56条、第59条、第70条、第72条の2から第74条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「次の」とあるのは「第87条において準用する第73条に規定する協力医療機関のほか次の」と、同項第1号中「第14条」とあるのは「第51条」と、第15条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第83条第1項」と、第18条第2項中「第16条第2項」とあるのは「第83条第2項」と、第74条中「第41条」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。	条例第 10 条、第 11 条、第 15 条の 2 から第 19 条まで、第 31 条及び第 42 条並びに規則第 5 条、第 7 条から第 12 条まで、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 22 条、第 26 条の 2、第 27 条の 2 から第 33 条まで、第 48 条、第 54 条、第 56 条、第 59 条、第 70 条、第 73 条及び第 74 条の規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第 3 の 3 の (1)、(3) から (7) まで((3) の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18) 及び(24) から (29) まで並びに第 4 の 3 の (9)、(15)、(17)、(19)、(20)、(21) 及び(22) 並びに第 5 の 3 の (6)、(9) 及び(10) を参照されたい。
1	第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準	第2節 共生型短期入所	5 共生型障害福祉サービスに関する基準
第125条	(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等	(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等	(1) 共生型短期入所を行う指定短期入所生活介護事業者等及び
の2	の基準)	の基準)	指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準(規則第87条の

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第52条の2 短期入所に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第96条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第73号)第86条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	第 87 条の 2 条例第 52 条の 2 の規則で定める基準は、次のとおりとする。	2、第125条の3)共生型短期入所にかかる共生型障害福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う介護保険法による指定短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。
		(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第96条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第73号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第86条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護事業所等という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定后という。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第95条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護等がサービス等基準条例第85条に規定する指定介護予防短期入所生活介護等がより。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。(2)指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等の従業者の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数の合計数であるとして場合における当該指定短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事所等として必要と	① 従業者の員数 指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活 介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所(以下この号において「指定短期入所生 活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、共生型短期入 所を受ける利用者(障害児者)の数を含めて当該指定短期入 所生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定短 期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であるこ と。 なお、共生型短期入所の管理者と指定短期入所生活介護事 業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。 ② 設備に関する基準 指定短期入所生活介護事業所等として満たすべき設備基準 を満たしていれば足りるものであること。 なお、当該設備については、共生型サービスは障害者、障 害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定 していることから障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ 利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティショ ン等の仕切りは、不要であること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	③ 指定短期入所事業所その他の関係施設から、指定短期入所 生活介護事業所等が障害児者の支援を行う上で、必要な技術 的支援を受けていること。
	(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準) 第52条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。	業者等の基準) 第87条の3 条例第52条の3の規則で定める基準は、次のとおり	
		供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技 術的支援を受けていること。	

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第125条	(準用)	(準用)	(2) 準用(条例第52条の4及び規則第87条の4)
Ø 4	第52条の4 第10条、第11条、第15条の2から第19条まで、第	第87条の4 第5条、第7条から第12条まで、第14条、第	条例第 10 条、第 11 条、第 15 条の 2 から第 19 条まで、第 27
	27条、第31条、第42条、第46条及び前節(第52条を除く。)の	15条、第17条、第18条、第21条、第22条、第26条の2、第	条、第 31 条、第 42 条、第 46 条、第 50 条及び第 51 条並びに規
	規定は、共生型短期入所の事業について準用する。	27条の2から第33条まで、第48条、第54条、第56条、第57	則第87条の4 第5条、第7条から第12条まで、第14条、第
		条、第59条、第70条、第72条の2から第74条まで及び前節	15条、第17条、第18条、第21条、第22条、第26条の2、第
		(第86条及び第87条を除く。) の規定は、共生型短期入所	27条の2から第33条まで、第48条、第54条、第56条、第57
		の事業について準用する。	条、第59条、第70条、第73条、第74条、第79条から第85
			条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用されるも
			のであるため、第3の3の(1)、(3)から(7)まで、(9)、(10)、
			(12)、(13)、(17)、(18)、(22)の2、(25)から(32)まで、第4
			の1の(7)、第4の3の(9)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)、
			(22)、第5の3の(6)、(9)、(10)、第6の4((7)、(8)を
			除く)を参照されたいこと。
			なお、規則第85条第3号の規定について、共生型短期入所の
			利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活
			介護事業所等において同時にサービス提供を受けることができ
			る利用者数の上限とする。
			なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用
			者の数に変動があっても差し支えないこと。
			(例) 定員 5 人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利
			用者が4人、指定短期入所生活介護等の利用者が1人であ
			っても、共生型短期入所の利用者が2人、指定短期入所生
			活介護等の利用者が3人であっても、差し支えない。
			(3) その他の共生型サービスについて
			生活介護と同様であるので、第5の4の(5)を参照されたい。
	第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準	第3節 基準該当短期入所	6 基準該当障害福祉サービスの基準
	(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)	(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例(条例第
第125条	第53条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節	第88条 条例第53条第3号の規則で定める基準は、次のとお	53 条及び規則第 88 条)
の 5	において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該	りとする。	介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、
	事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。		その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短
			期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定
	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第45条の		小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合に
	規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、		は、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	第75条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)と		該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所
	みなされる通いサービス若しくは第82条の2の規定により		事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。
	基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス		① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第45条の
	又は指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該		規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第
	当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通		75 の2の規定に基づき基準該当自立訓練(機能訓練)とみな
	所支援基準条例第47条において準用する指定通所支援基準		される通いサービス若しくは第82条の2の規定に基づき基
	条例第31条の2の規定により基準該当放課後等デイサービ		準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は
	スとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小		指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当児
	規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び		童発達支援とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条
	障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サ		例第47条において準用する指定通所支援基準条例第31条の
	ービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項又は第		2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる
	171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。)		通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅
	を提供するものであること。		介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定
	(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サ		小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するも
	ービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業		のであること。
	所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所		② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービス
	の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当た		の利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等
	りの上限をいう。)を通いサービスの利用定員(当該指定		の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供
	小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用す		を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限
	る者の数と第45条の規定により基準該当生活介護とみなさ		とし、通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテラ
	れる通いサービス、第75条の2の規定により基準該当自立		イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、6人)
	訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第82		までの範囲内とすること。
	条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみな		
	される通いサービス又は指定通所支援基準条例第31条の2	(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域	③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿
	の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサー	密着型サービス基準第67条第2項第2号ハ又は第175条第	泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービ
	ビス若しくは指定通所支援基準条例第47条において準用す	2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において	スの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た
	る指定通所支援基準条例第31条の2の規定により基準該当	同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室	面積が、おおむね 7.43 ㎡以上であること。
	放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける	の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じ	
	障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をい	て得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル	
	う。)の3分の1に相当する人数以上9人以下とすること。	以上であること。	
	ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であっ	(2) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対し	④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設か
	て、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等である	て適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所そ	ら、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者及び障害
	ものにあっては、通いサービスの利用定員の3分の1に相	の他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。	児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	当する人数以上6人以下とすること。		
	(3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める基準		
		(準用)	(2) 準用 (規則第89条)
第125条		第89条 第83条第2項から第6項までの規定は、基準該当短	規則第83条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入
の6		期入所の事業について準用する。	所の事業について準用する。
	第6章 重度障害者等包括支援	第6章 重度障害者等包括支援	第7 重度障害者等包括支援
	第1節 基本方針		1 人員に関する基準
第126条			
	 第54条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以		
	下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。)の事	Ę.	
	業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程		
	度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むこ		
	とができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置か		
	れている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、		
	生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければ		
	ならない。		
	第2節 人員に関する基準		
	(従業者)	(従業者)	(1) 従業者の員数(条例第55条及び規則第90条)
第127条	 第55条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章	第90条 条例第55条第2項の規則で定める者は、省令第127条	① サービス提供責任者
	 において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。) は、当	第3項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。	条例第55条第2項、規則第90条及び第91条第1項は、指定
	 該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障		重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを
	害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者を除く。第58条に		必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変
	おいて同じ。) 又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければ	2	に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援利
	ならない。		用計画の作成や総合的なサービス調整が必要であることか
			ら、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、次のいずれの
	2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括	第91条 条例第55条第2項に規定するサービス提供責任者	要件にも該当するサービス提供責任者を1人以上置かなけれ
	支援の事業を行う事業所(以下この章において「指定重度障害	(以下この条及び第94条において「サービス提供責任者」	ばならないこととしたものである。
	者等包括支援事業所」という。) ごとに、サービス提供責任者(指	という。)の員数は、1以上とする。	ア 相談支援専門員(障害者の日常生活及び社会生活を総合的
	定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者と	2 サービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなけれ	に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の
	して規則で定める者をいう。)を置かなければならない。	ばならない。	人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)
	3 前2項に定めるもののほか、指定重度障害者等包括支援事業		第3条第2項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的
	所の従業者の基準は、規則で定める。		に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
			人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)
			第3条並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事
			業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第
			29号)第3条に規定する相談支援専門員をいう。)であるこ
			と。
			イ 重度障害者等包括支援利用対象者(障害者の日常生活及び
			社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害
			福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費
			用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523
			号) 別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支
			援サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当
			する支援の度合にある者をいう。以下同じ。)に対する入浴、
			排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上
			従事した経験を有する者であること。
			なお、その際の必要な実務経験については、業務の範囲
			通知のうち重度障害者等包括支援利用対象者に関するも
			の又はこれと同等であると知事が認める業務とし、併せ
			て、従事した期間は、業務の範囲通知に基づき、3年に換
			算して認定するものとする。
			② 管理者との兼務
			配置されるサービス提供責任者のうち、1人以上は常勤で
			なければならない。なお、管理者がサービス提供責任者を兼
			務することは差し支えないものであること。また、指定重度
			障害者等包括支援事業所が、指定計画相談を行う場合におい
			て、指定計画相談に従事する相談支援専門員が、サービス提
			供責任者を兼務することなども差し支えないものであるこ
			と。
	(準用)		(2) 準用 (条例第56条)
第128条	第56条 第7条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業につ		条例第7条については、指定重度障害者等包括支援の事業に
	いて準用する。		準用されるものであることから、第3の1の(3)を参照された
			<i>٧</i> ٠,
	第3節 設備に関する基準		
	(準用)		2 設備に関する基準 (条例第57条)

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
第129条	第57条 第9条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事		条例第9条第1項については、指定重度障害者等包括支援の
	業について準用する。		事業に準用されるものであることから、第3の2の(1)から(4)
			までを参照されたい。
	第4節 運営に関する基準		3 運営に関する基準
	(実施主体)		(1) 実施主体(条例第58条)
第130条	第58条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サー		指定重度障害者等包括支援として提供される障害福祉サービ
	ビス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。		スの内容及び当該サービスの質等については、指定重度障害者
			等包括支援事業者が責任を負う仕組みとしている。このため、
			当該指定重度障害者等包括支援事業者に求められる資質を確保
			する観点から、当該指定重度障害者等包括支援事業者は、指定
			障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び外部サービ
			ス利用型指定共同生活援助事業者を除く。)又は指定障害者支援
			施設であることを、指定の要件としたものである。
		(事業所の体制)	(2) 事業所の体制 (規則第92条)
第131条		第92条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの	① 規則第92条第1項は、指定重度障害者等包括支援事業所にお
		連絡に随時対応することができる体制を有していなければ	いては、重度の利用者が地域で自立した日常生活又は社会生
		ならない。	活を営むことができるよう、その時々の等支援の度合等に応
		2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に	じて必要となる複数の障害福祉サービスを臨機応変に組み合
		委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供す	わせて提供する必要があり、緊急時等における利用者のニー
		ることができる体制を有していなければならない。	ズを即座に反映することが可能となるような体制を確保しな
		3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる	ければならないこととしたものである。
		対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力	② 同条第2項は、重度障害者等包括支援事業所が、複数の障害
		する体制を有していなければならない。	福祉サービスを組み合わせて提供するものであることにかん
			がみ、自ら又は第三者に委託することにより、最低2以上の
			障害福祉サービスを提供できる体制を確保しなければならな
			いこととしたものである。
			③ 同条第3項は、指定重度障害者等包括支援事業所の利用者に
			病状の急変が生じた場合等において、適切かつ速やかに対応
			するため、当該指定重度障害者等包括支援事業所の利用者の
			状況等に応じて、適当と認められる医療機関(当該指定重度
			障害者等包括支援事業所が事業の主たる対象とする利用者に
			関する専門医を有する医療機関、利用者の主治医、その他必
			要と考えられる医療機関)との協力体制を確保することを規

厚生労働	県条例	県規則	県解釈通知
省令			定したものである。なお、これらの医療機関は、当該指定重
			度障害者等包括支援事業所から近距離にあることが望まし
			及性百年中で四人版事末川かり延起離にあることが重ましい。
	(障害福祉サービスの提供に係る基準)		(3) 障害福祉サービスの提供に係る基準(条例第59条及び規則第
第129 条	第59条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サ		93条)
37102X	ービス (生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援		指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括
	に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合		支援として提供されるサービスの内容、当該サービスの質等に
	にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委		ついて責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定重度障
	託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、山形県障害		害者等包括支援事業所によりサービスが提供される必要はない
	福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例		が、提供される障害福祉サービスに応じて、それぞれ次の要件
	(平成24年12月県条例第83号) 又は山形県障害者支援施設の設		が、定供される桿音価値リーしろに応じて、てれてれ次の安性を満たすこととしたものである。
	備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例		① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定
	第84号)で定める基準を満たさなければならない。		第支援及び自立生活援助については、山形県障害福祉サービ
	第04万) (ための盆中を何にさなり40はなりない。		有文後及び自立生活援助については、山形宗障吉価値リービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年
			12月県条例第83号)又は山形県障害者支援施設の設備及び運
			営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例 第84号)
		(日日ウザンサナスル・ドラ相供の林山)	の規定を満たしていること。
		(同居家族に対するサービス提供の禁止)	② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、
		第93条 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、そ	同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの際はない。
		の同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括	障害福祉サービスの提供をする者については、重度障害者等
	2 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービ	支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度	包括支援計画に定められた支援を適切に遂行する能力を有す
	ス(短期入所及び共同生活援助に限る。)を自ら又は第三者に委		ると認められる者であれば足り、研修修了等の資格要件は問
	託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害	てはならない。	わないものであること。
	者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを		③ 短期入所及び共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生
	提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、こ		活援助を除く。)については、基準の規定を満たしていること。
	の条例で定める基準を満たさなければならない。		
	(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)		(4) 指定重度障害者等包括支援の取扱方針(条例第60条)
第133条	第60条 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者又は障害児		① 条例第60条第2項については、指定療養介護と同旨であ
	の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単		るため、第4の3の(6)の①を参照されたい。
	位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等		② 同条第3項について、本人の意向を踏まえたサービス提供
	包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生		体制の確保については、指定居宅介護と同旨であるため、第
	活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及		3の3の(15)の②を参照されたい。
	びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行う		③ 同条第4項は、指定重度障害者等包括支援事業者自らが、

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	とともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。 3 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。 4 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービスに係る利用者や家族の満足度等について常に評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を図らなければならないとしたものである。
第134条		(重度障害者等包括支援計画の作成) 第94条 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を 作成しなければならない。 2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成	重度障害者等包括支援計画は、サービス等利用計画に位置づけられた障害福祉サービスにおいて行う具体的なサービスの内容等(居宅介護における居宅介護計画や生活介護における個別支援計画等をいう。以下②において同じ。)に加え、利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟に支援ができるような体制の確保や、急な支援内容の変更に伴う具体的な調整方法、緊急時における対応方法等を記載した書面である。 重度障害者等包括支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、重度障害者等包括支援の提供によって解決すべき課題を明らかにすること(アセスメント)が重要である。アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決
		した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。 3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の	ついて丁寧に把握しなければならない。 なお、利用者のサービス等利用計画を作成した相談支援専 門員が、当該利用者の重度障害者等包括支援計画を作成する ことは適当でない点に留意すること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
		把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。 4 第1項及び第2項の規定は、前項の重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。	サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援の支給決定を受けた障害者が利用を開始する時点において、速やかに、 当該障害者のサービス等利用計画に位置付けられた障害福祉 サービスの各担当者(以下「担当者」という。)と調整し、① の内容をとりまとめし、その内容について利用者及びその家 族等に説明を行い、遅滞なく利用者及びその家族等並びに利 用者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行 う相談支援事業者に交付すること。 また、サービス提供責任者は、サービス等利用計画を踏ま えた重度障害者等包括支援計画の作成等を可能とするため、 当該相談支援事業者が実施するサービス担当者会議に参加 し、利用者に係る必要な情報を共有する等により相互連携を
			図ること。 ③ 解決すべき課題の適切な把握 指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、重度障害者等包括支援計画の作成後においても、利用者、その家族、サービス等利用計画を作成した指定計画相談事業所及び当該指定重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、サービスの提供状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更の勧奨や、重度障害者等包括支援計画の見直しを行うものとする。 その際、モニタリング結果を相互に交付すること、サービス担当者会議及び個別支援会議を合同で開催又は相互の会議に出席する等の方法により連携強化を図るものとする。
第135条	(運営規程) 第61条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等	(運営規程) 第95条 条例第61条の規則で定める重要事項は、次のとおり	(6) 運営規程(条例第61条及び規則第95条)

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
H 13	包括支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要	とする。	対する適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、規則第
	事項に関し運営規程を定めなければならない。		95条第1号から第9号までに掲げる事項を内容とする規程を定
		(1) 事業の目的及び運営の方針	めることを指定重度障害者等包括支援事業所ごとに義務付けた
		(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容	ものであるが、特に次の点に留意するものとする。
		(3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数	① 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数(第3
			号)
			指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責
			任者の配置状況及び事業所の体制等を勘案し、あらかじめ指
			定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を定めてお
			く必要があること。
		(4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害	② 指定重度障害者等包括支援の内容 (第4号)
		者等から受領する費用の種類及びその額	「指定重度障害者等包括支援の内容」とは、当該指定重度
		(5) 通常の事業の実施地域	障害者等包括支援事業所が、自ら又は第三者に委託すること
		(6) 緊急時等における対応方法	により指定重度障害者等包括支援として提供可能な障害福祉
			サービスのサービスの内容を指すものであること。
		(7) 事業の主たる対象とする利用者	③ 事業の主たる対象とする利用者 (第7号)
		(8) 虐待の防止のための措置に関する事項	指定重度障害者等包括支援の対象者は、Ⅰ類型からⅢ類型
		(9) 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項	に分類される(「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
			援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準
			該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
			等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月
			31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福
			祉部長通知)第二の2の(8)の①参照。)が、これらの類型ご
			とに対象者像は大きく異なり、サービス利用計画を作成する
			上で、サービス提供責任者に求められる専門性が異なる場合
			も想定されるため、サービス提供責任者の適性や配置状況等
			によっては、専門性を確保する観点から、事業の主たる対象
			を、これらの類型のうち一部に特定して事業を実施すること
			も差し支えないこと。
			④ その他運営に関する重要事項 (第9号)
			指定重度障害者等包括支援事業所が市町村により地域生活
			支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記
			すること。

厚生労働 省令	県条例	県規則	県解釈通知
	(準用)	(準用)	(7) 準用(条例第62条及び規則第96条)
第136条	第62条 第10条、第11条及び第15条から第19条までの規定は、指	第96条 第5条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、	条例第10条、第11条及び第15条から第19条まで並びに規則第
	定重度障害者等包括支援の事業について準用する。	第23条第4項、第26条(第1項及び第2項を除く。)から	18条、第21条、第22条、第23条第4項、第26条(第1項及び第
		第33条まで及び第54条の規定は、指定重度障害者等包括支	2項を除く。) から第33条まで及び第54条の規定は、重度障害者
		援の事業について準用する。この場合において、第5条第	等包括支援に準用されるものであることから、第3の3の(1)
		1項第1号及び第27条第1号中「第14条」とあるのは「第	から(11)まで((3)の②を除く。)、(13)、(17)、(18)、(22)の2
		61条」と、第33条第2号中「居宅介護計画」とあるのは「サ	及び(25)から(32)まで並びに第4の3の(15)を参照されたい。
		ービス利用計画」とと読み替えるものとする。	
	第7章 削除	第7章 削除	第8 共同生活介護 削除
	第63条から第69条まで 削除	第97条から第112条まで 削除	